

## 成田市創業支援補助金の申請に関するQ & A

### 【補助対象者について】

Q 「創業」とはなんですか？

A 創業とは、事業を営んでいない個人が所得税法第 229 条に規定する開業の届出をおこなうこと、または、新たに会社を設立し事業を開始することです。

Q 年齢制限はありますか？

A 若いうちから優れた事業計画を持つ人材もおり、そうした人材を活かすため、一律に年齢制限は設けておりません。

Q 過去に事業を行っていたことがあるが、対象となりますか？

A 過去に廃業届等を提出し、現に事業を営んでなく、また、これまでに本補助金の利用がない場合は申請することができます。ただし、過去に営んでいた事業と同じ事業（日本標準産業分類の小分類が同じ事業）を開始する場合は、休眠状態から再開したものと考え、対象になりません。

Q 農業を始めたいが、補助対象となりますか？

A 農業は補助対象になりません。

Q 他の方が行っていた事業を承継し、新たに創業する場合は対象となりますか？

A 他の方が行っていた事業を継承して行う場合は対象になりません。

Q 個人事業を営んでいるが新たに法人を設立する場合は対象となりますか？

A 既に事業を営んでいることとなるため、補助対象になりません。

Q 既に事業を営んでおりますが、別事業で創業する場合は対象となりますか？

A 既に創業している人は補助の対象になりません。この制度では新たな創業者を支援の対象としています。

Q 自宅の一室を利用して創業したいと考えていますが、補助対象となりますか？

A 補助対象者とはなりますが、補助対象経費は事務所等で明確に利用するものに限られます。

Q 他の事業者と同一の事務所を共有して創業を考えていますが、補助対象となりますか？

A 補助対象者とはなりますが、補助対象経費は事務所を共有している事業者と分けて明確に利用するものに限られます。

Q フランチャイズ契約等を利用し、創業を考えていますが、補助対象となりますか？

A フランチャイズ契約等の場合、契約に基づいた経営となるため、事業者の独自性・独創性などの裁量が少ないものとなること、また、経営のノウハウやブランド力・マーケティング力によって補助金を活用しなくても創業初期から安定した経営ができることが期待されます。これらのことから、フランチャイズ契約又はそれに類する契約に基づく事業は対象となりません。

Q レンタルオフィス、シェアオフィスやコワーキングスペースでの創業は補助の対象となりますか？

A 仮設又は臨時の店舗そのほかその設置が恒常的でないものは対象外となります。

Q 市内に居住しており、移動販売を始めたいのですが、補助対象となりますか？

A 市内に事業所等を設置することで補助の対象となります。

#### 【補助対象経費について】

Q 申請前に支払った経費は対象となりますか？

A 補助金の交付決定前に発生した経費は対象となりません。交付決定日以降に発注・契約等をしたものが対象となります。ただし、店舗・事務所などの不動産賃借料については交付決定日より前の契約であっても補助対象となります。なお、この場合であっても、交付決定日より前に支払った経費は補助対象となりません。

Q 設備費とはどのような物が対象となりますか？

A 機械装置、工具、備品等で取得価格が1点10万円以上かつ耐用年数が1年以上継続使用できるものかつ創業する事業において直接必要なものです。掃除機や冷蔵庫など使用目的が事業実施に使用するものと特定できない備品、消耗品などは対象外となります。

Q 設備費のなかで、「複数のもので構成され、それらを同時で購入する場合は、その合計額を1点あたりの取得価格とする」とありますが、どのようなものが複数のもので構成されたものと認められますか？

A ダイニングテーブルとイス等やレジシステム等で複数の物品を購入しなければ、1点の設備として使用することができないものをいいます。

Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品は対象となりません。

Q どのような物が消耗品として考えられますか？

A 調理器具（鍋・包丁等）・食器・カーテン・ユニフォーム等が消耗品として考えられ対象となりません。

Q クレジットカードで支払ったものも補助対象となりますか？

A 対象となります。ただし、クレジットカード料金の引き落とし日が補助対象期間内となっている必要があります。クレジットカードでの支払いを行う場合、決済時期と補助対象期間を十分ご確認ください。また、支払の事実が証明できる利用明細書等が必要となりますので必ず保管してください。

Q キッチンカーは対象となりますか？

A キッチンカーの内装工事費は対象となりますが、購入費は対象となりません。

#### 【その他】

Q 補助金申請時と実際に購入する際に金額が変わってしまった場合はどうすればよいですか？

A 金額が変わってしまった場合、変更の申請が必要となる可能性があります。変更申請をする前に購入してしまうと、その物は補助対象外となってしまう場合があるので必ず事前に相談してください。なお、購入金額が増額する場合であっても、一度交付決定した補助金額を増額することはできません。

Q 補助の対象となる設備等を購入し支払いが終わったら、何をすればいいですか？

A 設備等の購入及び支払いが終わりましたら所定の書式により、実績報告が必要となります。なお、実績報告書の提出後、職員が現地の確認を行います。

Q この補助金の交付を受けて取得した設備に対して、何か制限はありますか？

A 取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。また、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は売ったり、貸したり、処分することはできません。故障等により交換が必要な場合は、事前にご相談ください。

Q 補助金を受け取った後何か必要な手続きはありますか？

A 補助金交付後、交付を受けた年度を含めて2年間、事業実績の報告が所定の書式により必要となります。

Q 補助を受けたあと 2 年以内に事業を中止する場合や市外転出をする場合はどうなりますか？

A 事前に商工課へご連絡をお願いします。補助金の返還を求める場合もあります。